

広報 いずも

第138号 平成22年(2010)12月9日発行

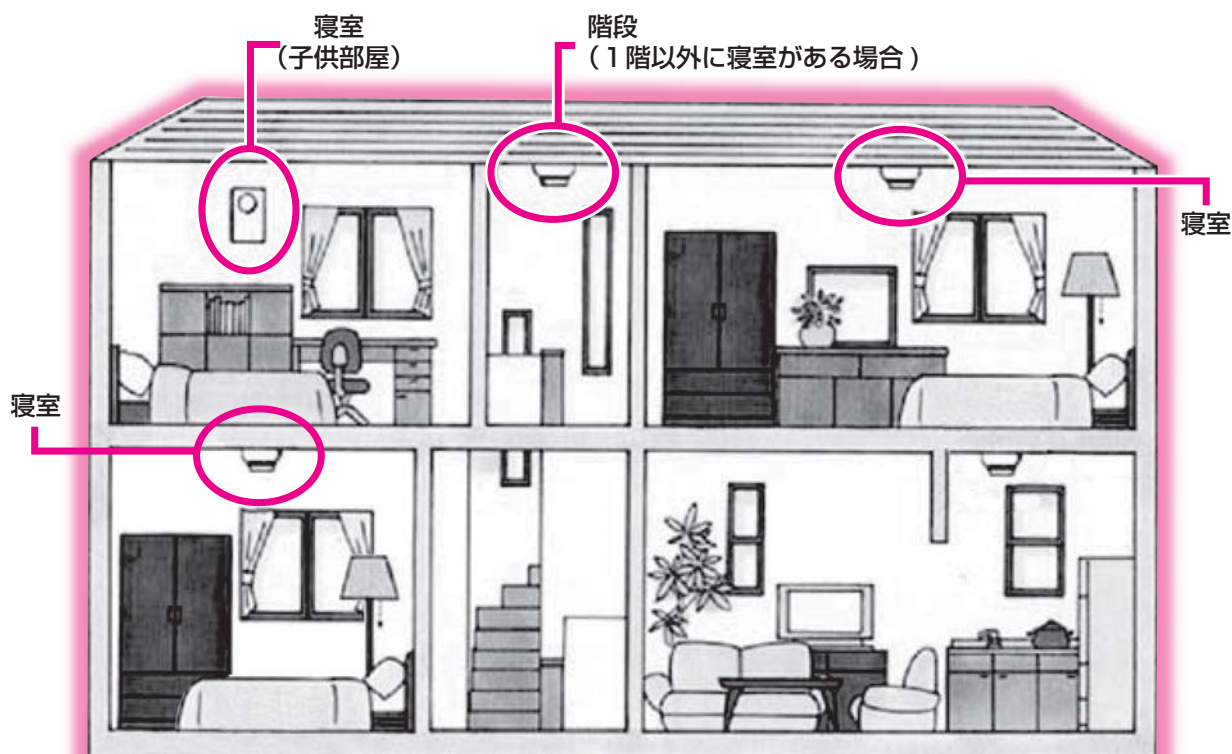
目次

固定資産税の特例制度	2
シリーズ認知症を正しく理解しよう③	3
お知らせ	10～12
年末年始カレンダー	14～15

住宅用火災警報器の設置で安全・安心

寝室及び階段には煙を感知する
機器の設置が必要です

平成23年5月31日
までに設置を



▲NSマーク付の警報器を設置しましょう

おたすね／
消防本部予防課 ☎06921

皆さんの自宅には住宅用火災警報器が設置されていますか。
設置が義務化されるまで、いよいよ残り半年となりましたが、出雲市の設置率はなかなか上がらない状態です。
こうした中、1階で発生した火災の煙を、2階の階段に設置していた感知器が感知・鳴動し、就寝中だった家人が火災に気づき早期に避難したため、大事に至らなかった事例がありました。
皆さんの日々の安全・安心のためにも、早期に住宅用火災警報器を設置しましょう。